

なら農業委員会だより

第77号

令和6年4月1日発行

発行・編集

奈良市農業委員会

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

☎ 0742-34-4776 (ダイヤルイン)

新

がんばるファーマー No.8

親子3世代で茶業を営んでおられる

左から「経営主の西浦博史さんと息子の雄大さん、
そして父の博文さんと母の睦代さん」です



西浦茶園にて

○農家の声 特集 第2弾

(P2)

○農委・推委の声

○令和5年遊休農地解消活動

(P3)

○農業に関するアンケート調査結果

○新がんばるファーマーNO. 8 (P4~5)

月ヶ瀬桃香野「西浦茶園」

○全国農業新聞

(P4)

○農地中間管理機構を利用しよう

○筒粥祭～登彌神社～

(P5)

○奈良市賃借料情報

(P6)

○農業者年金現況届の提出について

○農業者年金に加入しよう

○編集後記

○ 奈良市役所ホームページアドレス <https://www.city.nara.lg.jp> ※ホームページからもご覧いただけます。

○ 奈良市役所コールセンター TEL 0742-34-1111

特集 第2弾 農家からの声

農業に関する行政の施策等を知るために市農政課との情報交換を行いました。

【有害鳥獣対策の新たな動き】

令和5年度、従来から実施している「奈良市有害鳥獣防除施設設置事業補助金」が一部拡充されました。

これまで、高さ1.8m以上の防除施設については、補助率50%だったものが、55%に引き上げられています。

被害防止対策は、個々で電柵等の設置を行う方法と広域で柵を設置する方法があります。広域で行う場合には、一団の農地の周囲を頑丈なフェンスで囲うため、より効果的であると思われます。ただし、農道等の出入り口には扉を設置することになりますので、開閉が必要となります。なお、広域対策は実施要件が整えば国の交付金対象になります。

【担い手の確保・育成支援】

若者の就業意欲の喚起及び就農後の定着を図るため「新規就農者育成総合対策事業」による経営開始時や経営発展に対する支援があります。

【行政に対する意見書について】

令和5年の11月～12月に農家の皆様に農業委員会独自のアンケート調査を行いました。その結果を奈良市に対する「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」に反映していきます。ご協力ありがとうございました。

お知らせ

【地域計画について】

実質化された「人・農地プラン」を策定している地域の農家の皆様には、「地域計画」策定のために、目標地図作成に必要なアンケート調査にご協力頂きましてありがとうございました。

今年度はアンケート結果を踏まえ、地域の農業の在り方や10年後に目指すべき具体的な利用の姿を描いた農地の地図（目標地図）を地域での話し合いを経て作成していく予定です。

なお、地域の農地全てを目標地図に記載する必要はありません。あくまでも現時点での予定であり、目標地図に空白のある状態でも構いません。

今後どの様に地域農業を維持発展させていくのか、大変重要な計画となりますので引き続き地域の皆様のご協力をお願いいたします。

農委・推委の声（※委員につきましては、なら農業委員会だより第76号を参照してください）



川崎 勝則委員
（奈良地区）
農業委員

令和5年7月に農業委員に就任させて頂きました。

私の担当である奈良地区は、農地と住宅が混在化しており、一戸あたりの耕作面積が小さく担い手の問題も切実です。

この3年間位で後継者不足等による遊休農地が増加した印象を持っています。

今後は、農業者の皆様と一緒に農業の将来を考えていながら、遊休農地発生防止や担い手不足問題に微力ながら取り組むたいと考えております。



龍村 雅美委員
（都跡地区）
推進委員

農業を営んでいる事業者には日々ご苦労が絶えません。

農家経営の大きな悩み「後継者・担い手不足」です。小規模・大規模農家に関わらず収益の低さで就農離れがおきており、その為にも永続的に担う地域計画作成が重要課題となります。

がんばるファーマーで茶畑の取材に行きましたが、機械化による作業の分担と軽減を行い3世代にわたり従事されており理想的な農家と感じました。

大和茶のブランド化・拡販のため一層のご活躍をお祈りいたします。

令和5年遊休農地解消活動

(in 神殿町)

令和5年は、神殿町（JAならけん奈良南部支店近く）に遊休農地解消活動のモデルほ場を設置しました。委員自らが肥培管理（草刈・耕起・定植・収穫・整地等）する事で遊休農地の解消に向けた啓発活動を行っています。

9月末には草刈りと耕起作業、11月にはタマネギの苗を植え付けました。また、畑の隅に事務局職員もブロッコリーやカブを植えさせていただきました。収穫するのが今から楽しみです。



【農業施策の拡充を求め市長に意見書】

農業委員会等に関する法律第38条に基づく「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の提出にあたり、農業者及び消費者を対象に「農業・農産物に関するアンケート」を実施し、508名の方からご回答をいただきました。

《アンケート結果》

【経営状況】農業を営む農家のうち雇用者がいない農家は83%で、大半が家族経営。

後継者がいない農家は、49%と約半数が担い手に不安を抱えている結果となりました。

【農地の利用状況】現在、自作地及び借入地で経営していると回答があった延べ405件に対し、今後も、その場所で耕作を継続するとの回答は、延べ322件に留まっており、農地の遊休化が懸念されます。

なお、農地のみ所有されている方のうち、今後、貸付、売却を希望される方は38%あるものの、多くは遊休農地の解消が見込まれないや転用を検討しているとの回答でした。

【鳥獣被害の状況】耕作されている方のうち、「鳥獣による農作物被害があった」との回答が、68%、東部山間地域では、78%と特に山間地域での被害の大きさがうかがえます。

その他、農地の有効活用や農業を衰退させない意見として、資材の価格高騰下における農業所得の安定化、有害鳥獣対策の充実や新規参入者を含む担い手の確保などを望む声が多数ありました。ご協力いただきました皆様、貴重なご意見を伺うことが出来、本当にありがとうございました。

これらのアンケート結果を踏まえ、令和5年8月25日、農地等の利用の最適化の推進に向けた取り組みである、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約の促進及び新規参入の促進のための施策の推進に関する意見書を仲川市長に提出し、その後、農業・農地の課題について、積極的な農業施策が展開されるよう意見交換を行いました。

意見書を仲川市長に手渡しました



意見交換の様子



【意見書の主な内容】

- 一、担い手の確保、育成支援
- 二、「地域計画」における目標地図（素案）作成に向けた協力
- 三、遊休農地発生防止・解消対策
- 四、有害鳥獣による被害対策
- 五、農業生産基盤の保全対策
- 六、社会情勢及び異常気象による影響を受けた農業者に対する支援
- 七、地産地消と価格の安定に向けたブランド化への取り組み

月ヶ瀬桃香野に広がる茶園



3世代に渡る茶農家

奈良市月ヶ瀬桃香野

西浦 博文さん (71歳) 父

睦代さん (69歳) 母

博史さん (47歳) 経営主

雄大さん (21歳) 孫

今回、月ヶ瀬桃香野で親・子・孫の3世代で茶業をされている西浦さん一家を取上げさせていただきます。

圃場は桃香野を中心に約7.7haを管理されており、その内所有地は、約45%3ha余りあり「やぶきた」「さやまかおり」「おくみどり」を栽培されています。

広大な茶園を4人で栽培管理をされていますが、各々役割分担を明確にされており、経営の中心である博史さんは、摘採・防除等の主作業を担っており、孫の雄大さんは収穫した茶葉を製茶場に搬入する作業等を行い、祖父母は日頃の茶園管理と遮光用の被覆ネットを張る作業を行っておられます。繁忙期には一部雇用もされています。

以前は、生産・加工・販売まですべての作業を行っていたため、製茶工場は24時間稼働しなければならず休みがない状態だったそうです。

これでは、身体がもたず茶業を継続できないと考え、生産作業のみに経営内容を変更されたそうです。大手製茶場と契約をされており、摘採後工場に搬入し作業は終了となります。

全国農業新聞

経営とくらしに役立つ
情報をお届けします！
農家のための情報誌
「全国農業新聞」

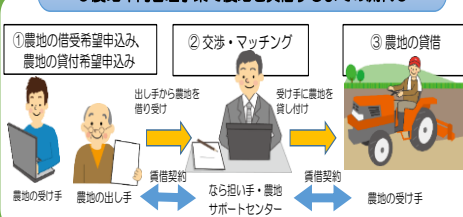
- ◆発行日 週1回(金曜日)
- ◆発行元 全国農業会議所
- ◆購読料 月700円
- ◆送料・税込み

○お申込は農業委員会事務局
(34-4776)まで。

農地を借りたい方、貸したい方を募集!!

「高齢で耕作できなくなった農地を誰かに管理してほしい。」
「農地を相続したけど農業はしないので、誰かに貸したい。」
または、
「農業経営を拡大したいので農地を借りたい。」
「新規に本格的に農業を始めるので農地を借りたい。」
と、お考えの方は、なら担い手・農地サポートセンターへご相談ください。
なら担い手・農地サポートセンターは、農地の出し手(貸したい方)から農地を借り受け、受け手(借りたい方)へマッチングします。

●農地中間管理事業で農地を貸借するまでの流れ●



募集期間

出し手(貸したい方): 随時受付
受け手(借りたい方): 随時受付し、年6回公表します。
対象農地: 農業振興地域内の農地
※センターが農地を借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見込めることです。
※受け手の氏名・希望地区等をインターネットで公表します。公表は、6月、8月、10月、12月、2月、4月の6回行います。

【お問合せ先】

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター
(農地中間管理機構)
〒634-0065 橿原市歌傍町53番地
☎0744-21-5020
HP: <http://www.nara-ninanosakura.ne.jp/>
なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき県知事の指定を受けた公的機関です。
安心してご利用下さい。

摘採中 (博史さん)



博史さんは、19歳から父・母の手伝いを始め約30年、今ではすっかり経営の中心となっております。

雄大さんも小さい頃から茶業に興味があり、高校卒業後迷う事なく就農されたそうで県内でおそらく一番若い茶業家だそうです。

また、雄大さんは、父が生産事業だけの経営に変更した事により好きなスポーツや余暇を楽しめる事も就農された一因であるとおっしゃっております。出来れば後10年は祖父母と一緒に仕事をしたいし、一人前になった姿を見せたいそうです。そう話す雄大さんの横で博文さんと睦代さんは目を細めておられました。

若い新規就農者が年々増えてきております

3代目の雄大さん



が、農業の世界でも働き方改革は必要であると感じました。
農業委員会は、新規参入者を増やしていくことが必要であると考えておりますので、これから農業を始めたいという人がおられましたら、地域の農業委員や推進委員、あるいは農業委員会の窓口までご相談ください。
西浦さんご一家の皆様、取材へのご協力ありがとうございました。
次回も若手農業者を取材する予定です。



摘採後の茶葉をトラックに積み込み中

登彌神社「筒粥祭」

2月1日に登彌神社で、その年の三十七種類の作物の出来・不出来を占う「筒粥祭」が行われました。今年は、去年以上に「下」が多かったですが、きぬひかり・大根・大豆の出来が良いという結果になっています。

我が国の神々は、日の神様たる天照大神をはじめ天地自然、山川草木の靈々が、皆神としてまつられ、祭祀も農事を中心として行われるものであります。

当神社の筒粥祭は、毎年二月一日旧暦小正月の夜明に行われ、その年の五穀や野菜と三十七種の作物の出来・不出来を占うの神事により、神様の御諭しを頂く、当社伝統の神事であり、

因みに、昭和五十七年三月一日、奈良市より無形文化財の指定を受けております。

令和六年度 筒粥祭 御占

品 種	占 断	品 種	占 断
ひのひかり	中上	トマト	中
きぬひかり	上	胡 麻	下
あきたこまち	下	茹 子	下
ひとめづり	下	ピーマン	下
こしひかり	下	あきひめ	下
たかきご餅	下	アスカルビー	上
旭 糖	下	古 都 華	下
人 参	上	ゆめのか	下
大 根	上	かおり野	中
牛 蒡	中	甘 藷	中
黒 豆	下	馬 鈴 薯	下
大 豆	上	里 芋	下
小 豆	下	西 瓜	中
晚 豆	下	ま ぐ わ	中
白 菜	下	梅	下
キャベツ	中	いちじく	下
ほうれんそう	中	神	下
胡 瓜	中	ぶ とう	中
南 京	下		

以上三十七種

登彌神社



奈良市賃借料情報

地域の実勢にあった賃借料情報を提供いたします。令和5年1月1日から令和5年12月31日までに、農地法及び農業経営基盤強化促進法により、賃貸借契約された賃借料の水準は、左記のとおりとなっています。

なお、この賃借料は目安ですので、実際の賃借料を決める際は、当事者間で話し合いの上で決めてください。※田につきましては、南部地域の賃貸借件数が少ないため記載しておりません。

※金額の算定については、10円未満を四捨五入で表示しています。

田 10aあたり

(単位:円)

地域別	令和5年				(参考)
	平均額	最高額	最低額	件数	令和4年平均額
中部	15,500	20,200	7,700	3	—
西部	13,000	15,000	11,000	2	15,570
南部	—	—	—	—	8,930
東部	5,830	6,590	5,250	7	8,490
月ヶ瀬・都祁	7,130	16,050	2,930	38	8,220
(参考) 奈良市平均	7,684				10,303

※賃借料を物納支給している場合は、米30kgあたり6,100円に換算しています。

茶畑 10aあたり

(単位:円)

地域別	令和3年				(参考)
	平均額	最高額	最低額	件数	令和2年平均額
東部	—	—	—	—	20,750
月ヶ瀬・都祁	13,650	15,000	9,010	12	11,940

農地は無断転用できません！

・農地を住宅・資材置場等に利用する時
・一定規模以上の農地造成を行う時
農地転用をする時は

許可申請・届出が必要！

【農業委員会事務局 農地係】

0742(34) 4776 (直通)

ストップ

農業者年金受給者の皆さんへ

現況届の提出について

5月末頃に現況届が直接受給権者宅に送付されますので、**6月中**に出張所・行政センター・農業委員会事務局等へ**必ず**提出して下さい。

経営移譲年金受給者は、農業経営に関する諸名義を確認の上で、提出をお願い致します。

※お問い合わせ※ (独)農業者年金基金 給付課

03(3502) 3945

農業者年金未加入の皆さんへ

農業者年金で安心・豊かな老後を

① 終身年金であり

② 支払う保険料が35歳未満で最大1万円の

国庫補助(一定の要件あり)があり

③ 保険料全額が社会保険料控除対象になる！

※他にもメリットがあります

(独) 農業者年金基金

業務部適用・収納課

03(3502) 3944



【編集後記】

新型コロナウイルスが5類に分類されましたが、ウクライナ侵攻後エネルギーや肥料・農薬等の生産資材価格の高騰が続いている状況です。変遷を続ける農業情勢ですが、農業者や関係団体と連携を密にし『魅力ある農業経営』を実現していきたいと考えております。

「がんばるファーマー」は、自然豊かで大きな茶圃場で父母・経営主・息子さんとの三代揃っての写真となりました。当日は協力ありがとうございました。

また、農業者の皆様におかれましては、田畑での作業が増える時期ですので農業機械等で怪我がないよう十分に注意してください。

農業者の皆様のご意見をお待ちしておりますので、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員までどうぞ。

【委員会だより編集委員 西田推進委員】

【お詫びと訂正】

「なら農業委員会だより第76号」の記事に誤りがありましたので訂正しお詫び致します。

○P3の「お悔み申し上げます」欄1行目

誤) 宮前保男 (都跡地区)

正) 宮前保男 (平城地区)

○P5の2区富雄地区の大木委員の役職

「副会長」が記載漏れでした。

○P53区東市地区の農業委員名

誤) 荻田 裕彦

正) 荻田 裕彦